

# 平成30年度 第1回横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会

日時:平成30年7月5日(木)14:00~15:30

場所:横浜市役所 7階 7S会議室

## 次第

- 1 御挨拶
- 2 議題
  - (1) 福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について
  - (2) 評価機関の指定の取消について
- 3 その他

## 資料

- 資料1 福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について
- 資料2 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会の概要(案)
- 資料3 要綱等改正案
- 資料4 評価機関の指定の取消について
- 参考資料1 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱
- 参考資料2 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員名簿
- 参考資料3 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会事務局名簿
- 参考資料4 評価機関認証に係る推進機構資料

## 福祉サービス第三者評価制度の課題への対応について

福祉サービス第三者評価制度の課題への対応の進捗状況について御報告するとともに、見直しを進めるにあたって小委員会を設置することについてお諮りします。

### 1 昨年度御報告した内容及びいただいた御意見

#### (1) 昨年度御報告した取組の方向性

- ・ 高齢・障害・保護分野での受審料助成導入の検討
- ・ 本市も参画したうえで、県域で統一的な評価基準を策定

#### (2) 委員の皆様からいただいた御意見

- ・ 早期の受審料助成の導入を希望する（委員会の総意）。
- ・ 評価の質の担保を意識した検討を進めるべき。

### 2 関係機関との調整状況

県域での福祉サービス第三者評価推進組織である「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構（以下、推進機構）」、神奈川県、横浜市同様に独自の評価基準を持つ川崎市が一体となり県域での福祉サービス第三者評価制度の見直しに向け次のとおり検討を進めています。

#### (1) 標準となる評価基準の検討

利用者及び事業者が評価結果を比較しやすいしくみとするため、現行の「共通評価対象領域」や、横浜市・川崎市・評価機関等の定める独自版評価基準の内容を活かしつつ、福祉関連制度等の見直しに伴う全国推進組織の動向等を踏まえた上で、県全域で標準となる評価基準を検討する。

##### 【想定される取組事項】

→標準となる評価基準の策定

#### (2) 更なる普及・推進に向けた検討（評価結果の公表等）

上記(1)と併せて、福祉サービス第三者評価が利用者のための評価であることを踏まえ、福祉サービスの質の向上及び選択支援を目的とし、利用者がサービスを選択する際に、評価結果がより一層有効な情報のひとつとなるよう見直す。

##### 【想定される取組事項】

→評価結果公表フォーマットの整備

### (3) 評価機関・評価調査者への支援

福祉サービス種別の広がりや第三者評価受審の努力義務化の動き等を踏まえ、県全域の評価実施体制を確保し、福祉サービス第三者評価の信頼性を担保するため、必要な評価調査者の養成及び評価機関の後方支援等を充実するためのしくみを検討する。

#### 【想定される取組事項】

→県域で一体となった研修体制の整備

推進機構、神奈川県、川崎市との役割の整理

## 4 今後のスケジュール（案）

～平成 30 年 7 月	見直しの方向性を各機関外部委員会に意見照会
10 月	評価基準等の策定について推進機構で審議
11 月～	研修の実施方法等検討 見直し後の事務の整理と役割分担の検討
平成 31 年 4 月～	見直し後の仕組みにより運用開始

## 5 今後の進め方（案）（小委員会の設置について）

県域で一体となった取組を進めるため、推進機構が中心となって検討を進めることとなります。

引き続き評価の質を確保していくため、本市職員が運営委員として推進機構に参画し、議論を進めていきます。

短いスケジュールで議論の機会を確保していくため、各分野で知見をお持ちの委員から構成される「横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会」を設置し検討を進めたいと考えています（小委員会の概要については資料 2 参照）。

（今後の進め方イメージ）



## 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会の概要（案）

### 1 趣 旨

制度の見直しに際し、本委員会から付託された事項について議論し、提言を行う。

### 2 委員数

5名以内

### 3 委員の選任方法

委員長の指名による。

### 4 全体会（本委員会）との関係（案）

制度の見直しについて、新規評価基準等の策定に係る、本委員会から付託された事項を小委員会で検討します。

なお、付託された事項を超える部分について検討する必要が生じた場合や、付託する事項を追加・変更する場合には本委員会で御審議いただきます。

### 5 小委員会で御議論いただく事項（付託事項）（案）

- (1) 標準となる評価基準の検討
- (2) 更なる普及・推進に向けた検討（評価結果の公表等）
- (3) 評価機関・評価調査者への支援

## 横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱(案)

## (小委員会の設置)

第7条 委員会に、次に掲げる小委員会を置く。

(1) 評価機関指定・評価調査員養成小委員会

(2) 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会

2 評価機関指定・評価調査員養成 小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱に基づく指定の適否に関すること

(2) 横浜市福祉サービス第三者評価調査員養成研修・登録要綱に基づく養成研修受講者の合否に関すること

3 横浜市福祉サービス第三者評価制度見直し小委員会は、横浜市福祉サービス第三者制度の見直しに関するもののうち、委員会から付託された事項について審議する。

4 各小委員会に属する委員は委員長が指名する。

~~3~~5 委員会は、前第2項及び第3項の審議事項について諮問を受けたときは、各小委員会の決議をもって委員会の決議とする。

~~4~~6 小委員会の運営について必要な事項は別に定める。

横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会  
~~評価機関指定・評価調査員養成~~小委員会運営要領（案）

第1条 この要領は、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会運営要綱第7条に基づき設置する 小委員会 の運営等について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 小委員会は、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会（以下、「委員会」という。）の委員で構成し、5人以内とする。

（委員長等）

第3条 小委員会に委員長 （以下、「小委員会委員長」という。） を置く。

~~2 委員長は、横浜市福祉サービス第三者評価推進委員会委員長をもってあて~~  
~~る。各小委員会委員長は、委員会の委員の中から委員会委員長が指名する。~~

~~3~~4 小委員会委員長は、会務を総理し、小委員会を代表する。

（会議の招集等）

第4条 小委員会は、各小委員会委員長が招集する。

2 小委員会委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に委員会への出席及び意見を求めることができる。

~~3 小委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。~~

~~4 小委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、小委員会委員長の決するところによる。~~

（庶務）

第5条 小委員会の庶務は健康福祉局企画課で行う。

（委任）

第6条 この要領に定めるもののほか、小委員会の運営に関して必要な事項は、小委員会委員長が小委員会に諮って定める。

## 評価機関の指定の取消について

### 1 趣 旨

横浜市の福祉サービス第三者評価指定評価機関の「合同会社 評価市民・ネクスト」が、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の認証を満了しました。

これにより、「横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱（以下、「要綱」という。）」第3条第1項に定める指定基準を欠くことから、要綱第10条第1項により、当該評価機関の指定の取消について諮問いたします。

### 2 対象となる評価機関

評価機関名 合同会社 評価市民・ネクスト  
代表者氏名 川崎 修 氏  
認証年月日 平成24年7月5日  
評価実施サービス 高齢・障害・保育・保護  
受審契約件数 36件（平成25年～28年）

（参考）

横浜市福祉サービス第三者評価機関指定要綱（抜粋）

第3条 指定は、別紙1の指定基準を全て満たしていることを要件とする。

#### ※別紙1 指定基準

- 1 評価対象サービスを提供していないこと。
- 2 安定的な事業運営が行えること。
- 3 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けていること。
- 4 かながわ福祉サービス第三者評価推進機構に登録し、かつ、横浜市福祉サービス第三者評価調査員として登録している調査員を必要数確保していること。
- 5 評価機関の評価実施責任者が、横浜市が実施する評価機関責任者研修を修了していること。
- 6 誠実かつ適正に評価が実施できること。
- 7 横浜市福祉サービス第三者評価実施に係る承諾書（指定申請書別紙3）を提出すること。

第10条 横浜市は、指定した評価機関が 次の各号に該当すると認められる場合、必要な調査を行うとともに、推進委員会に諮問し、必要があると認められたときは指定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項に規定する指定基準のいずれか一つがかけた場合

(2)以降略